

## N C B 定期預金自由満期 5 年

正式名称 N C B 確定拠出年金専用定期預金「自由満期型」5 年

本商品は元本確保型の商品です

### 1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

### 2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者等（ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。）

### 3. 預入期間

最長 5 年（お預入日の 5 年後の応当日まで）

### 4. 商品提供金融機関

株式会社西日本シティ銀行

### 5. 約定金利の決定方法

約定金利は原則毎週見直しを行います。具体的には原則毎週最終営業日に新約定金利を決定し、翌週月曜日から日曜日まで適用します。（但し、金利情勢等の変化に伴い、変更する場合もあります。）

### 6. 適用金利

- ① 預入期間が 6 ヶ月未満の場合  
払出時の普通預金利率
- ② 預入期間が 6 ヶ月以上の場合、預入時の次の預入期間に応じた当行所定の店頭表示利率を満期日まで適用します。
  - ・ 預入期間が 6 ヶ月以上 1 年未満
  - ・ 預入期間が 1 年以上 2 年未満
  - ・ 預入期間が 2 年以上 3 年未満
  - ・ 預入期間が 3 年以上 4 年未満
  - ・ 預入期間が 4 年以上 5 年未満
  - ・ 預入期間が 5 年

### 7. 利払方法

満期日（お預入日の 5 年後の応当日）またはお引出し時に一括して付利します。満期日には利息を元本に組入れて同一の期間で自動継続します。中間利払いはありません。

### 8. 利息の計算方法

6 ヶ月複利の方法により計算します。  
付利単位を 1 円とし 1 年を 365 日として日割りで計算します。

### 9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度上、利息は課税されません。

### 10. 満期日の取り扱い

満期日（お預入日の 5 年後の応当日）に利息を元本に組入れて同一の期間で自動継続します。

### 11. スイッチング等の取扱い

スイッチング（他の商品への預け替え）等の場合には、この預金については、元金の一部もしくは全部をいつでも自由にお引出しすることができます。お引出しの際は、下記に従いお引出される元金とこれに対する利息をお支払いします。

- ① お引出元金に対する適用利率  
実際のお預入期間に応じて、下記の利率を適用します。
  - 6 ヶ月未満 お引出日時点の普通預金の利率
  - 6 ヶ月以上 お預入日の約定利率
- ② お引出元金に対する利息の計算方法  
お預入日からお引出日の前日までの日数に応じて上記の利率により計算します。
- ③ 一部お引出後の残金に対する適用利率  
お引出がなかったものとして、お預入時の利率をそのまま適用します。

### 12. お申込単位

預入金額は 1 円以上で預入単位は 1 円です。

### 13. 手数料

かかりません。

### 14. 持分の計算方法

本商品の加入者毎の持分についての計算は元本によるものとします。なお加入者の個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されています。

■ 当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

■ 本資料の実績データ等は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

## N C B 定期預金自由満期 5 年

正式名称 N C B 確定拠出年金専用定期預金「自由満期型」5 年

本商品は元本確保型の商品です

### 15. セーフティーネットの有無

本商品は預金保険制度の対象です。

2005 年 4 月以降金融機関毎に、決済用預金（「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たす預金）を除き、1 預金者あたり元本 1000 万円とその利息が保護の範囲となっています。

なお、金融機関名義の預金は、預金保険制度の対象外ですが、確定拠出年金制度の資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としています。

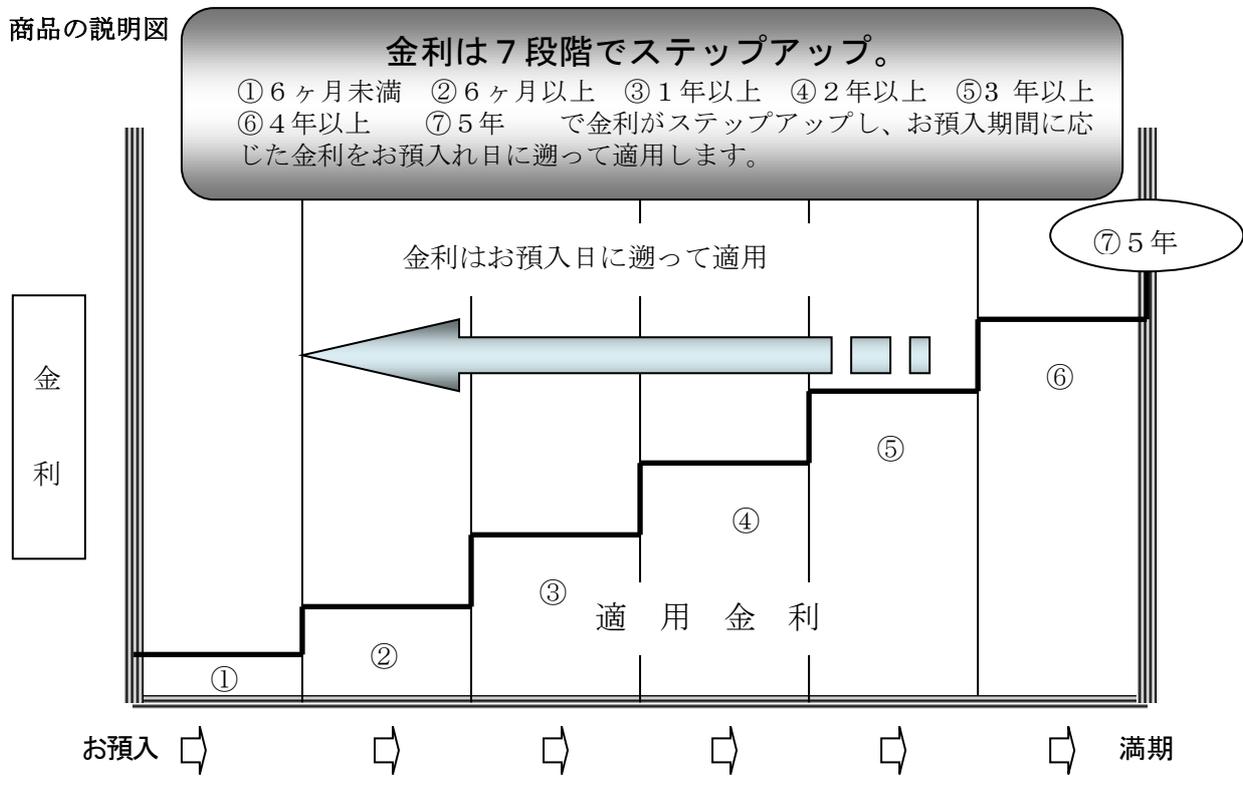
ただし、西日本シティ銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元本 1000 万円とその利息が保護の範囲となります。

### 16. 利益の見込みおよび損失の可能性

預入日から 5 年後の満期日に約定金利で計算した利息を元本に組入れて、お引出の申し出のない限り自動継続します。また、預入期間の中途でのお引出（一部お引出を含みます）であっても、所定の利率により計算した利息と元本をお支払いします。

商品提供金融機関（西日本シティ銀行）の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元本については保護されないおそれがあります。

#### 商品の説明図



■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

■本資料の実績データ等は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。